

地方税法改正の概要について

1 個人住民税の均等割の標準税率について

東日本大震災からの復興を図る目的として東日本大震災復興基本法に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、以下のとおりとした。

- ① 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率（現行1,000円）について、500円を加算した額とすることとした。
- ② 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率（現行3,000円）について、500円を加算した額とすることとした。

【東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律 第2条関係】

2 退職所得に係る個人住民税の見直し

平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。

【本法附則第7条関係】

3 道府県及び市町村たばこ税について

法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する。

【平成25年4月1日から適用】

- ① 旧3級品以外の製造たばこ
道府県たばこ税 1,000本につき 1,504円 → 860円 (▲644円)
市町村たばこ税 1,000本につき 4,618円 → 5,262円 (+644円)
- ② 旧3級品の製造たばこ
道府県たばこ税 1,000本につき 716円 → 411円 (▲305円)
市町村たばこ税 1,000本につき 2,190円 → 2,495円 (+305円)

【法第74条の5、法第468条、本法附則第12条の2、本法附則第30条の2】